

平成 30 年第 2 回臨時委員会

- 1 日 時 平成 30 年 2 月 21 日（木）16 時 30 分から 17 時 8 分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 宮崎 章
委員長職務代理 大木田 守
委員 嶋田 實
委員 佐藤 男 三
事務局 局長
総務課 課長
選挙課 課長
広報啓発担当課長
書記 4 名

4 議 事 議案

- 1 平成 29 年 11 月 12 日執行葛飾区議会議員選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決について

5 会議の概要

発言者	発言の要旨
委員長	<p>ただいまから、平成30年第2回臨時委員会を開会いたします。</p> <p>なお、傍聴人の数は、東京都選挙管理委員会傍聴人規程第2条により、5人以内と定められておりますが、同条ただし書きにより、本日は24人の傍聴を認めます。</p> <p>傍聴人の方々に申し上げます。傍聴される方々は、東京都選挙管理委員会傍聴人規程に従い、傍聴して下さるようお願いいたします。</p> <p>本日は、1件の議案を予定しております。</p> <p>それでは、議案第1号「平成29年11月12日執行葛飾区議会議員選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決」に関し、まず、これまでの経緯と開披調査の結果について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	《これまでの経緯と開披調査の結果について、説明を行った。》
委員長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。
委員	別記1の13番に「会田ひる」と読み取れる票がある。他の有効投票に記載されている「ひろ何某」と異なり「ひる」を「有効」とするのは、どのような理由からなのか。また、27番と31番には、「あいだ」と読めなくもないが、

他の票に比べると読み取りにくい。これらの票を有効とすることについて、もう一度説明してほしい。

事務局

まず13番の票についてですが、一見すると「ひる」と読み取れないこともありませんが、「ひ」の文字も相当癖のある字体で記載されていることに鑑みますと、これは「ひろ」と記載しようとして、「ろ」の文字の末尾部分を払わずに丸めて記載したものと見られること、また、氏名に「ひる」の付く候補者が他に存在せず、「会田」の文字は明瞭に読み取れることから、会田ひろさだ氏の有効票と判断すべきものと考えております。

次に27番と31番の票についてですが、いずれも明瞭とは言えませんが、他にこのような文字の付く候補者がおらず、また、崩れた文字ではありますが、字形上、「あいだ」と判読できるものと考えております。

なお、大森候補の摘出票の別記2の14番には、「大きい」という文字の下に、「森」の文字の天地を逆さにして記載したような票がありますが、同様の考え方から、字形上、「森」という文字を誤って記載したものとして、大森ゆきこ氏の有効票としてご説明したところです。

委員

あらためて選挙における「一票の重み」というものを感じている。それだけに慎重に対応していかなければならないと思っている。

ただいまの説明によると、別記2の2番の「大森ひでこ」と記載された票は、氏が大森ゆきこ氏、名が木村ひでこ氏と一致し、3番の「大森ようこ」と記載された票は、氏が大森ゆきこ氏、名の読みが、くぼ洋子（ようこ）氏と一致していることから、いずれの候補者の氏名を記載したのか判断し難いため、「無効」とされている。一般的には、人の識別は氏でなされている場合も多いように思うが、投票の有効、無効の判断において、過去の判例などでどのように示されているのか。

事務局

先程ご説明した裁決書5頁の上段イの平成23年12月8日の東京高裁判決では、「投票の効力の判断において、候補者の名よりも氏の方が選挙人の投票意思が明白に表明されているとする旨の規定は公選法には置かれておらず、かえって同法は氏のみ重点をおいた規定を定めていない（同法68条の2は「氏又は名」と並列している。）」等と判示しており、一般に人を識別する際に氏の方が名よりも重要であり、選挙において候補者は氏に重点をおいて選挙活動を行い、選挙人も氏に重点をおいて投票をしている実態があるとする原告の主張を退けております。

なお、この判決は、その後最高裁において上告不受理となり確定しております。

また、本件無効票の中にも、葛飾区の選挙会がこの判例と合致する判断をしているものがあることを付け加えます。

委員

こうした判決が出た背景や理由として、どういうことが考えられるか。

事務局

判決の中には背景は記載されていません。重ねての説明となりますが、東京

高裁の判決では、「投票の効力の判断において、候補者の名よりも氏の方が選挙人の投票意思が明白に表明されているとする旨の規定は公選法には置かれておらず、かえって同法は氏のみ重点をおいた規定を定めていない」等と判示しており、一般に人を識別する際に氏の方が名よりも重要であり、選挙において候補者は氏に重点をおいて選挙活動を行い、選挙人も氏に重点をおいて投票をしている実態があるとする原告の主張を退けております。

委員

裁決書の別記2の12番と15番に「大森ゆきえ」と記載された票があり、葛飾区の選挙会の決定は「有効」、当委員会の案も「有効」となっている。先程の説明では、別記2の2番の「大森ひでこ」と記載された票については、名が「ひでこ」という候補者が存在すること、3番の「大森ようこ」と記載された票については、名の読みが「ようこ」という候補者が存在することから、いずれの候補者の氏名を記載したのか判断することが難しいということで「無効」としている。

しかしながら、「大森ゆきえ」と記載された票は、氏が大森ゆきこ氏、名の読みが、みずま雪絵（ゆきえ）氏と一致しているので、この票も、本来なら「無効」とならないのか。

事務局

先程もご説明したとおり、裁決書5頁の上段イに記載の昭和32年9月20日の最高裁判決では、「投票を2人の候補者氏名を混記したものとして無効とすべき場合は、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に限るべきであって、そうでない場合は、いずれか一方の氏名に最も近い記載のものについては、これをその候補者に対する投票と認める」旨が判示されております。

この判決に鑑みますと、「ゆきこ」と「雪絵」は音感的に類似する部分があることから、単なる大森氏とみずま氏の氏名の混記とまでは言い難いため、大森ゆきこ氏の誤記として有効票と判断すべきと考えております。

委員

都選管が「大森ゆきえ」と記載された票を「有効」とするのは、「選挙人は一人の候補者に対して投票する意思をもって氏名を記載するものと解するべきであるから、混記として無効とする場合は、いずれの候補者の氏名か全く判断することが難しい場合に限るべきである」という判例の主旨に依っているからか。

事務局

そのとおりです。判例には、混記として無効にする場合は、誰に投票したのか全く分からないものに限るべきとあります。「大森ゆきえ」と記載された票については「大森」「みずま」両氏の氏及び名を混記したものとまでは言い難いことから大森候補に投票する意思を持って名の一部を誤記したものと認め、大森候補の有効投票としております。

委員長

御質問・御意見がなければ、続けて裁決の案について事務局より説明を求めます。

事務局

《裁決・主文について、説明を行った。》

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし。

委員長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することにご異議はございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。その他、本日の議題について、御質問・御意見はございますか。

委員 今後の手続きの流れを説明して欲しい。

事務局 今後の手続きですが、審査申立人と葛飾区選管に対し裁決書の交付を行うとともに、裁決書の要旨の告示を行います。
また、公職選挙法第207条の規定により、裁決に不服があるときは当委員会を被告といたしまして、審査の申立人においては、裁決書の交付を受けた日から30日以内に、また、その他の本件選挙の選挙人又は候補者においては、裁決書の要旨を当委員会が告示した日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができることとされております。
そして、当選挙争訟の結果が確定し、当選の効力に異動を生じた場合には、当選人の更正決定のための選挙会が開催されることとなります。
なお、結果が確定するまでの間は、議員としての身分を失わないこととなっております。

委員長 ほかにありませんか。

委員 なし。

委員長 御質問・御意見がないようですので、以上をもちまして、本日の委員会は閉会といたします。